

第29回 吉良花火大会

時 7月22日(土) 午後7時30分～8時50分ごろ

※雨天の場合は8月19日(土)に延期

場 宮崎漁港周辺 (吉良町宮崎地内)

打上花火数 約1,700発

駐車場 吉良恵比寿海岸駐車場、宮崎漁港周辺駐車場
※午後3時以降の入庫に限り、無料で利用できます。

他 ①午後6時から花火大会終了後まで、会場周辺で車両進入禁止などの交通規制を行います。

②当日は地元の宮崎ぎおん祭りも開催され、鯛みこしや山車が練り歩きます。

問 吉良・幡豆まちづくり協議会 (☎32・1141/西尾みなみ商工会内)、市商工観光課観光担当(☎65・2169)



夏
の
イ
ベ
ン
ト

家族と、仲間と、みんなで行こう



YOMISEウキウキ通り2017



対 7月29日(土) 午後5時～9時

※雨天の場合は7月30日(日)に延期

場 一色町銀座通り商店街

内 歩行者に開放された会場で、夜店やミニ電車試乗会、仮装パレード・コンテストなど多くのイベントを開催します。

他 ボランティアスタッフを募集しています。詳しくはお問い合わせください。

問 YOMISEウキウキ通り実行委員会代表 山田(☎090・1749・2487/一色町)、市商工観光課観光担当(☎65・2168)

第21回はずストーンカップチャレンジレース2017

時 7月30日(日) 午前9時～午後3時

※荒天の場合は8月6日(日)に延期

場 東幡豆港・東幡豆海岸 (東幡豆町)

内 三河湾での手作りイカダレース。西尾市出身の俳優で市観光親善大使・Mr.STONECUPの南翔太さんが来場するほか、一色高校和太鼓部「いっしき」によるステージなども行われ、白熱するレースを盛り上げます。

- ・午前9時…開会式
- ・午前9時30分…レーススタート
- ・午後1時30分…一色高校和太鼓部「いっしき」演奏
- ・午後2時…表彰式・閉会式

問 はずストーンカップ実行委員会事務局 (☎65・2169/商工観光課内)



2017西尾 キャンペーンレディ が決まりました

市の観光をPRする「2017西尾キャンペーンレディ」の選考会が5月20日に行われ、選考の結果、次の3人に決まりました。

今後は、西尾祇園祭をはじめ、市内外のさまざまなイベントで西尾市の観光をPRしていただきます。

問商工観光課観光担当 (☎65・2169)



キャンペーンレディに聞きました

- ①趣味 ②好きな人のタイプ ③チャームポイント ④ニックネーム ⑤小さいころの夢 ⑥西尾のお勧め観光スポット ⑦抱負や目標

おおたに えりこ
大谷恵理子さん(34)
 主婦/大府市在住

①旅行、絵本を読むこと ②抹茶のように深みのある人 ③手 ④えり茶 ⑤保育士 ⑥吉良ワイキキビーチ、愛知こどもの国 ⑦大好きな西尾のキャンペーンレディに選んでいただき、大変光栄です。西尾の抹茶、豊かな自然、そして西尾の方々の温かさを、全国の皆さんに伝えたいです。真心込めて、精一杯西尾市をPRします。

もりあつね
森温音さん(21)
 大学生/西尾市在住

①音楽を聴くこと、歌うこと、映画鑑賞 ②価値観が合う人 ③元気なところ ④あつね、あっちゃん、あーたん ⑤保育士 ⑥佐久島 ⑦キャンペーンレディとして活動させていただけることとなり、とても光栄に思っています。西尾市の魅力をより多くの方々に発信し、知ってもらえるよう頑張ります。皆さんにお会いできるのを楽しみにしています。

すずきりよな
鈴木里代奈さん(22)
 大学生/西尾市在住

①チアリーディング ②一緒にいて楽しい人 ③笑顔 ④リー ⑤ケーキ屋さん ⑥吉良ワイキキビーチ ⑦生まれ育った西尾でキャンペーンレディとして活動できることを、大変うれしく思います。多くの方との出会いを大切に、西尾市を広く宣伝したいと思います。また、市外の方にも西尾市の魅力を知ってもらえるよう笑顔で頑張ります。

第63回市民体育大会の出場者を募集

対市内在住または在勤、在学の方

種目・種別など 下表のとおり

- ¥**▶ソフトボール…1チーム6,000円
- ▶少林寺拳法・空手道…1人1,500円
- ▶グラウンドゴルフ…1人500円
- ▶ドッジボール…1チーム4,000円
- ▶インディアカ…1人1,000円
- ▶その他…無料

申各申込期限までに、申込書を直接またはファクスで総合体育館 (FAX54・7762)、中央体育館 (FAX56・0456)、鶴城体育館 (FAX55・0169)、一色B & G海洋センター (FAX74・0021)、コミュニティ公園 (FAX35・1544)、幡豆公民館 (FAX62・2800) へ。申込書は各施設に用意

他9月29日(金)午後7時から、総合体育館で総合開会式を行います。

問市体育協会事務局 (☎65・0057/総合体育館内)

種目	種別	開催日	会場	申込期限
陸上競技	サタデープラン参加者	9月30日(土)	総合グラウンド	9月10日(日)
	小・中学校・一般の各男女	10月7日(土)		
剣道	小学校・中学校・高校・一般の各男女	10月8日(日)	平坂中学校	9月3日(日)
ソフトテニス	小学校男女	9月30日(土)	西尾公園テニスコート	9月17日(日)
	一般男女、シニア60	10月1日(日)		
	中学校男女	10月7日(土)		
	高校男女	10月14日(土)		
卓球	小学校・中学校・一般の各男女、ラージボール	10月1日(日)	総合体育館	9月10日(日)
弓道	高校男女	9月16日(土)	総合体育館	9月3日(日)
	一般男女	9月24日(日)		
	中学校男女	10月14日(土)		
バレーボール	小学校女子(6人制)	8月24日(木)・25日(金)	中央体育館	7月9日(日)
	一般男子(6人制)	9月3日(日)		8月20日(日)
	中学校男女(6人制)	10月7日(土)		9月24日(日)
	ママさん(9人制)	10月14日(土)	総合体育館	10月1日(日)
	高校男女(6人制)	10月29日(日)	中央体育館	10月15日(日)
ソフトバレーボール	トリム、レディース	10月29日(日)	一色町体育館、一色B&G海洋センター	10月15日(日)
柔道	小学校・中学校・高校・一般の各男女	10月15日(日)	中央体育館	9月17日(日)
バスケットボール	小学校男女	8月23日(水)~25日(金)	総合体育館	8月6日(日)
	高校男女	9月23日(祝)	西尾高校	8月27日(日)
	一般男子	9月24日(日)	鶴城体育館	
	中学校男女	10月7日(土)・8日(日)	総合体育館、中央体育館	
	一般男女	10月15日(日)・29日(日)	総合体育館、鶴城体育館	
アーチェリー	一般男女	10月8日(日)	市民運動広場	9月17日(日)
ソフトボール	小学校男子	9月17日(日)	坂田球場	8月20日(日)
	一般男子	9月17日(日)・24日(日)、10月1日(日)	矢作川西尾緑地 ほか	
	中学校女子	10月7日(土)・8日(日)	一色中学校	
	高校女子	10月21日(土)	西尾東高校	
テニス	一般男女	10月15日(日)	市民運動広場	10月1日(日)
ゲートボール	一般男女	10月8日(日)	古川ゲートボール場	9月17日(日)
バドミントン	小学校・一般の各男女	9月24日(日)	総合体育館	9月3日(日)
少林寺拳法	小学校・中学校・高校・一般の各男女	10月22日(日)	中央体育館	9月17日(日)
サッカー	中学校(男女混成可)	10月8日(日)	西尾中学校	8月27日(日)
	小学校部活動(男女混成可)	10月15日(日)・22日(日)	矢作川西尾緑地	
	フットサル	11月12日(日)	中央体育館	
グラウンドゴルフ	一般男女	10月9日(祝)	矢作古川公園	9月3日(日)
インディアカ	男女混合、一般女子、シニア男女混合	10月1日(日)	中央体育館	9月20日(水)
空手道	小学校・中学校・高校・一般の各男女	11月5日(日)	中央体育館	10月1日(日)
ドッジボール	小学1・2年生、小学3~6年生、一般	8月27日(日)	総合体育館	7月30日(日)

第63回市民体育大会水泳競技大会の出場者を募集

対市内在住または在勤、在学の方

※市水泳協会員は市外の方でも参加できます。

時8月20日(日) 午前8時45分

場平坂中学校プール

種目など 下表のとおり

¥無料

出場制限 (リレーを除く)

▶中学生の部…各校1種目3人まで。1人1種目

▶一般の部…1人2種目以内

※中学3年生と高校生は、一般の部(18歳以下)の個人種目のみ参加できます。一般の部を除き、リ

レー・メドレーリレーは1校1チーム

表彰 各種目1~3位

申7月16日(日)までに、申込書を直接総合体育館または鶴城体育館、中央体育館、一色B&G海洋センター、コミュニティ公園、幡豆公民館へ。申込書は各施設に用意

※中学校・スイミングスクールは、郵送するエントリーシートで申し込んでください。

他小学生の部は7月24日(月)に西尾小学校で開催します。

問市体育協会事務局 (☎65・0057/総合体育館内)

(単位:m)

種目	種別 中学生 (男・女)	一般 (男・女)							
		18歳以下	19~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
自由形	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	100	100	200	200	200	200	200	200	200
	200	200							
平泳ぎ	100	100	50	50	50	50	50	50	50
背泳ぎ	100	100	50	50	50	50	50	50	50
バタフライ	100	100	50	50	50	50	50	50	50
個人メドレー	200	200							
リレー	400	200 ※ 1	200 ※ 2	200 ※ 3					
メドレーリレー	400	200 ※ 1	200 ※ 2	200 ※ 3					

・4人の年齢の合計が、※1は72歳以下、※2は159歳以下、※3は160歳以上。いずれも29年8月20日現在の年齢

市長と語る市政懇談会

市民の皆さんの声を市政に反映させるため、市政懇談会を開催します。市長が各地区に出向き、市政運営に関して説明するとともに、皆さんからまちづくりに関する意見や提案などをお聴きします。事前申し込みは不要で、どなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。

開催日・場所・地区 右表のとおり

時午後6時30分~8時30分

※佐久島地区は午後2時30分~4時30分

問秘書課広聴担当 (☎65・2160)



27年度の様子

地区(中学校区単位)	開催日	場所
一色	8月3日(休)	一色地域交流センター
吉良	8月8日(火)	吉良町公民館
幡豆	8月29日(火)	幡豆いきいきセンター
佐久島	9月27日(水)	佐久島開発総合センター
西尾	10月10日(火)	市役所51ABC会議室(5階)
鶴城(米津・西野町)	10月17日(火)	米津ふれあいセンター
鶴城(八ツ面・鶴城)	10月31日(火)	八ツ面ふれあいセンター
平坂	11月14日(火)	西尾勤労会館
寺津	11月21日(火)	寺津ふれあいセンター
福地	11月28日(火)	福地ふれあいセンター
東部	12月19日(火)	室場ふれあいセンター

※鶴城地区は2地区(小学校区)に分けて開催

西尾市防災カレッジ

対どなたでも

講座名・日時など 下表のとおり

場市役所22AB会議室（2階）

内地域の自主防災活動のリーダーを養成する講座です。

定各60人程度

¥無料

申問各講座の2日前までに、直接または電話で危機管理課防災担当（☎65・2137）へ。

他①1講座のみの受講もできます。

②講座内容など詳しくは、お問い合わせください。
市ホームページでも閲覧できます。

講座名	日 時	講 師
災害時に的確な避難を実現する啓発手法	7月15日(土) 午後1時～2時30分	愛知工科大学工学部情報メディア学科准教授 板宮朋基氏
災害時に役立つ簡易グッズ作製、救出救護、避難所運営ゲーム（HUG）	7月16日(日) 午前9時～正午	市危機管理課職員
災害時に役立つ簡易グッズ作製、救出救護	7月29日(土) 午前9時～10時30分	市危機管理課職員
住宅耐震改修のすすめ	7月30日(日) 午後1時～2時30分	構造設計一級建築士・設備設計一級建築士 石塚守氏

「西尾市ふるさと応援寄附金」協力事業者の募集説明会

地場産業の活性化と独自財源の確保のため、ふるさと応援寄附金制度（ふるさと納税）を推進しています。この制度は、市に一定額以上を寄附した個人の方へ、お礼として西尾の特産品を贈呈するものです。

今回、29年10月から贈呈する返礼品を提供していただけの協力事業者を対象に説明会を開催します。

時7月14日(金) 午前10時

場市役所51ABC会議室（5階）

内返礼品の提供に係る制度や募集要項の内容などを説明します。

申7月11日(火)までに、電話で市観光協会（☎57・7882 / 名鉄西尾駅構内）へ。

問企画政策課企画担当（☎65・2154）

軽自動車税のグリーン化特例を延長

29年度税制改正により、軽自動車税の環境性能に応じたグリーン化特例が延長されます。

問税務課税制担当（☎65・2125）

●税率が軽減される軽四輪車など

対次の期間に新規登録（初めてナンバー登録）された一定の環境性能を有する新車の軽四輪車など

期 間	特例を受ける年度
29年4月1日～30年3月31日	30年度
30年4月1日～31年3月31日	31年度



対 象 車		税率の軽減
電気自動車		おおむね75%軽減
天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減) ※1		
ガソリン車 ハイブリッド車 ※2	乗用	32年度燃費基準+30%達成 おおむね50%軽減
	貨物	27年度燃費基準+35%達成
	乗用	32年度燃費基準達成+10%達成 おおむね25%軽減
	貨物	27年度燃費基準達成+15%達成

※1 ポスト新長期規制は、ディーゼル車などにおいて、21年度から適用されている排出ガス規制です。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

・性能などは、販売店にお問い合わせください。

対対象・応募資格 時日時・期間 場場所 内内容 定定員・募集人数
 ￥費用 講講師 持持ち物・提出書類 申申込・申請 他その他 問問合せ先

岩瀬文庫企画展「音」

街中で聞こえてくる音楽、風の音など、私たちの身の回りはさまざまな音であふれています。江戸時代の人々も日常にあふれる音を身近に感じながら、自ら音楽を奏で、耳を傾け、暮らしてきました。

書物には、楽器や楽譜を記すだけでなく、春には鳥、秋には虫の声を楽しむ姿が描かれています。古典籍の博物館ならではの音を“目”で楽しんでください。

時 7月1日(土)～9月3日(日)

※7月17日(祝)以外の月曜日を除く。

場 岩瀬文庫企画展示室（2階）

出品資料 『琉楽帖』『狂言古鬼夜興』『箏譜』『蜘蛛のふるまひ』など

￥無料

展示図録 1冊300円

展示解説

時 7月15日(土)、8月19日(土) 午後1時30分

￥無料

他 事前申し込みは不要

問 岩瀬文庫 (☎56・2459)

一色学びの館 MANABI フェスタ

時 8月4日(金)～6日(日)

申問 申し込みが必要なイベントは、7月22日(土)から、直接一色学びの館 (☎72・3880) へ。23日(日)からは、電話での申し込みもできます。



イベント名	対象・時間など	申込
子ども一日司書	対 小学4～6年生 時 8月4日(金) 午後1時～4時 内 図書館司書の仕事を体験します。 定 10人 (先着順)	必要
映写会	時 8月5日(土) 午後2時～3時40分 内 映画「大決戦！超ウルトラ8兄弟」を上映します。	不要
おはなし会スペシャル	時 8月5日(土) 午前10時30分～11時15分 内 ストーリーテリングや手遊びなど、いつもとちょっと違うおはなし会	不要

イベント名	対象・時間など	申込
古本の無料リサイクルバザー	時 8月5日(土)～31日(休) 午前9時～午後6時 ※月曜日を除く。 内 古本や古雑誌を無料配布します。 他 なくなり次第、終了	不要
おいしいコーヒーのいれ方講座	対 中学生以上 時 8月6日(日) 午後3時～4時 内 コーヒー豆やコーヒーのいれ方について、焙煎のプロが教えます。 定 20人 (先着順) ¥500円	必要
クイズ・工作ラリー	対 小学生以下のお子さん 時 8月6日(日) 午前10時～11時30分 内 クイズと工作をします。	不要

高齢者生活支援サポーター養成講座

地域で高齢者の見守りや生活支援を行うボランティアを養成する全3回の講座です。高齢者支援やボランティアにご協力いただける方はぜひご参加ください。

対 市内在住または在勤、在学の方

時 8月19日(土)・20日(日) 午前10時～午後4時

※第3回目は、介護施設でフォローアップ研修を年度内に行う予定です。

場 市役所多目的室ABCDE（1階）

内 介護や福祉、ボランティアの心得などを学び、地域でできる高齢者の支援について考えるワークショップ

を行います。

定 50人 (先着順)

￥無料 (交通費は自己負担)

申 7月5日(水)～8月10日(休)午前9時～午後5時に、電話またはファクス、EメールでNPO法人やらまいか人まちサポート (☎56・3923/FAX53・0230/✉saiposen@katch.ne.jp) へ。ただし、月曜日を除く。

他 昼食は各自で用意してください。

問 長寿課地域支援事業担当 (☎65・2120)

国民健康保険(国保)のお知らせ

問 保険年金課国民健康保険担当 (☎65・2103)

国民健康保険税(国保税)の納付方法

29年度の国保税の納税通知書と納付書を、7月中旬に世帯主宛へお送りします。口座振替の方や年金から天引きされる方へは、納税通知書のみをお送りします。

1 普通徴収(納付書で納入または口座振替)の方

納付書は、全期別分(8期分)を一括してお送りしますので、期別や納期限をご確認の上、納付してください。

29年度国保税納期一覧

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日	30年1月31日	30年2月28日

さい。前納報奨金は付きませんが、1年分をまとめて納めることもできます。

年度途中で税額に変更があった場合には、税額を変更した納税通知書と納付書を改めてお送りします。

2 特別徴収(年金から天引き)の方

次の①～③全てに該当する方

- ①国保の加入者全員が65歳～74歳で構成されている世帯の世帯主
※国保に加入していない世帯主を除く。
- ②すでに介護保険料が特別徴収されている65歳以上の方で、年間18万円以上の年金受給者
- ③国保税と介護保険料の1回当たりに徴収する金額が、2か月に1回支給される年金受給額の2分の1を超えない方

納付方法は変更できます

年金から天引き(特別徴収)される方でも、口座振替による納付(普通徴収)に変更できます。

- 持**①国民健康保険被保険者証(保険証) ②通帳 ③通帳で使用している印鑑
※すでに申し込んでいる口座で振り替えを希望する方は、②③は不要

申直接保険年金課国民健康保険担当または各支所へ。

3 国保税を軽減します

国保税の算出にあたり、29年度は次のとおり、軽減措置を拡充します。

軽減対象となる所得基準額

- ▶均等割と平等割の2割を軽減

【28年度】33万円+48万円×被保険者数

【29年度】33万円+49万円×被保険者数

▶均等割と平等割の5割を軽減

【28年度】33万円+26万5,000円×被保険者数

【29年度】33万円+27万円×被保険者数

限度額適用・標準負担額減額認定の申請

国保には外来・入院共に、同一医療機関における同一月内での個人単位の医療費自己負担額が一定の金額までとなる「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になると思われる方は、事前に申請してください。

認定対象者

- ▶限度額適用認定…①70歳未満で、国保税に未納がなく、所得の申告をしている世帯の方 ②70歳以

上で市民税非課税世帯の方

▶標準負担額減額認定…市民税非課税世帯の方

持保険証、印鑑(スタンプ印不可)、現在お持ちの認定証、高齢受給者証(お持ちの方)、過去1年間の入院日数の分かる領収書(入院日数が90日を超えている方のみ)

申直接保険年金課国民健康保険担当または各支所へ。

他すでに認定証をお持ちの方には、更新の案内を7月下旬にお送りします。

他の健康保険をやめたときなどは、14日以内に届け出が必要

国保の資格が新たに発生したり、資格要件が変わったりしたときなどは、14日以内に届け出てください。14日以内に届け出なかった場合、医療費が全額自己負担になることがありますのでご注意ください。

届け出が必要な場合

▶ 国保に入るとき…①他市町村から転入してきたと

き ②今まで入っていた健康保険をやめたとき
③子どもが生まれたとき

- ▶ 国保をやめるとき…①他の健康保険に入ったとき
②他市町村へ転出したとき ③亡くなったとき
▶ その他…住所・氏名・世帯主が変わったとき

勤め先の健康保険などに加入後は、国保の保険証は使用できません

勤め先の健康保険などへ加入した場合、その健康保険が優先され、国保の被保険者の資格がなくなります。医療機関を受診する場合は、新しい保険証などを提示してください。

資格喪失後に国保の給付を受けた場合は不当利得となります。後日、該当する方には通知書をお送りし、市に医療費の保険給付分を返還していただくこととな

ります。

不当利得に該当する場合

- 会社に就職して健康保険の適用となったが、新しい保険証の交付が遅れたため国保の保険証を使用してしまった
- 医師国保や建設国保などの国保組合にさかのぼって加入した など

70歳以上の方へお知らせ

新しい高齢受給者証をお送りします

70歳以上で国保に加入している方の医療費の自己負担割合を、前年所得に応じて再判定し、7月末に新しい高齢受給者証をお送りします。

8月1日以降、医療機関などで受診する際は、保険証と新しい高齢受給者証（色は**薄だいだい色**）を提示してください。今までの受給者証（色は**白色**）は使用できません。

基準収入額適用申請

自己負担割合が3割の方でも、前年の収入が次のいずれかに該当する方は、申請をすると自己負担割

合が1割または2割に変わる場合があります。該当する方には申請書をお送りします。

- ①70歳以上の国保に加入している方が世帯に1人の場合で、その方の収入額が383万円未満
- ②70歳以上の国保に加入している方が世帯に2人以上いる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満
- ③70歳以上の国保に加入している方の収入が383万円以上で、同一世帯の後期高齢者医療制度に加入している方との収入の合計額が520万円未満

申直接保険年金課国民健康保険担当へ。

高額療養費の上限額が変わります

国保加入者が同じ月内に同じ医療機関で支払った医療費の自己負担額が高額になった場合、申請によ

り自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として後から支給されます。8月診療分から70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります。

8月診療分からの上限額

適用区分		個人(外来のみ)	世帯(外来+入院)
現役並み	課税所得145万円以上の方	5万7,600円	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% <注2>
一般	課税所得145万円未満の方 <注1>	1万4,000円 ※年間上限は14万4,000円	5万7,600円 <注2>

<注1>世帯の被保険者の収入合計額が520万円未満（1人世帯は383万円未満）または「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合を含む

<注2>1年以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から4万4,400円が上限額となります。

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、高齢の方が安心して医療を受け続けられるようにするための医療制度です。
今号では、後期高齢者医療被保険者証の更新や自己

負担限度額、今年度の保険料額などについてお知らせします。
問 保険年金課医療担当 (☎65・2105)

8月から保険証が変わります

1 後期高齢者医療被保険者証 (保険証) の更新

現在、後期高齢者医療制度に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日で使用できなくなります。8月1日から使用できる保険証を、7月下旬に簡易書留郵便でお送りします。受け取る時に、署名または押印が必要です。また、配達時に不在の場合は、郵便受けなどに「不在通知書」が投函とうかんされますので、記載され

た方法で受け取ってください。
※保険証は、住民票に記載された住所に送付され、転送されません。送付先を変更したい方は、事前に届け出が必要です。

- 他** ①保険証の色がオレンジ色に変わります。
②負担割合 (1割または3割) は前年所得に応じて毎年決定しています。保険証の更新に伴い、負担割合が変わることがあります。

2 自己負担限度額が変わります

同じ月内に同じ医療機関で支払った医療費の自己負

担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として後から支給されます。8月診療分から自己負担限度額が変わります。

8月診療分からの自己負担限度額

適用区分		個人(外来のみ)	世帯 (外来 + 入院)	
現役並み	課税所得145万円以上の方	5万7,600円	8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1% <注2>	<注1> 世帯の被保険者の収入合計額が520万円未満 (1人世帯は383万円未満) または「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合を含む <注2> 1年以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から4万4,400円が上限額となります。
一般	課税所得145万円未満の方 <注1>	1万4,000円 ※年間上限は14万4,000円	5万7,600円 <注2>	

3 医療費の限度額適用・標準負担額減額認定の申請

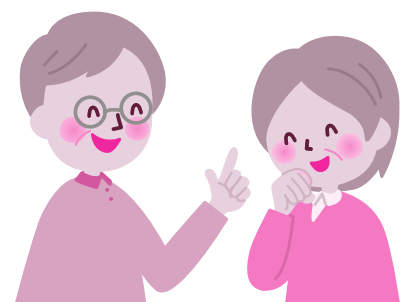
後期高齢者医療制度には、医療費の自己負担額が減額される「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になると思われる方はご相談ください。
※すでに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減

額認定証」をお持ちの方で、29年度も引き続き非課税世帯の方には、7月下旬に新しい認定証をお送りしますので、申請は不要です。

- 対** 29年度の市民税 (28年所得) が非課税世帯の方
持 保険証、印鑑 (スタンプ印は不可)、過去1年間の入院日数の分かる領収書など (90日を超えている方のみ)
申 直接保険年金課医療担当または各支所へ。

29年度の保険料額が決まりました

保険料額は、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」や「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」などをお送りし、お知らせします。



1 保険料の計算

保険料額は、1人ずつ均等に負担していただく「均

等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計で、1人当たりの上限額は年間57万円です。

29年度の
保険料額

=

均等割額
(46,984円)

+

所得割額
(総所得金額など－33万円)×9.54%(所得割率)

2 保険料の軽減・減免

後期高齢者医療保険料の減額・減免制度には、次のものがあります。

種類	対象者	軽減・減免内容
所得状況に応じた軽減(均等割額)	総所得金額などの合計が33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下かつ年金以外の所得がない世帯	均等割額を9割軽減 (軽減後均等割額4,698円)
	4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額	均等割額を8.5割軽減 (軽減後均等割額7,047円)
	総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+27万円×(被保険者数)以下の世帯	均等割額を5割軽減 (軽減後均等割額23,492円)
	総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+49万円×(被保険者数)以下の世帯	均等割額を2割軽減 (軽減後均等割額37,587円)
所得状況に応じた軽減(所得割額)	「後期高齢者医療被保険者」本人の総所得金額などの合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方	所得割額を2割軽減
被扶養者だった方への保険料の特例措置	後期高齢者医療の被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方	均等割額を7割軽減 (軽減後均等割額14,095円) ※所得割額は課せられません。所得の低い世帯の方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。
被災	災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた方	災害の程度に応じて減免
所得激減	事業の廃止や失業などにより、収入が著しく減少した方のうち、総所得金額などが一定額以下の方	所得減少の程度に応じて減免

3 保険料の納付方法

保険料の納付には、受給している年金から保険料が天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」の2通りの方法があります。納付方法ごとの対象者は、右表のとおりです。

納付方法は変更できます

年金から天引き(特別徴収)される方でも、口座振替による納付(普通徴収)に変更できます。

持①保険証 ②通帳 ③通帳で使用している印鑑
申直接保険年金課医療担当または各支所へ。

※8月1日(火)までに申請すると、10月から口座振替に変更できます。

後期高齢者医療保険料の納付方法一覧表

	対象者	納付方法
①	年金の額が年間18万円未満または後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、2か月に1回支給される年金受給額の2分の1を超える方	普通徴収
②	資格取得などにより、特別徴収へ移行前の方(前年度が①に該当し、今年度が①に該当しない方を含む)	普通徴収
③	特別徴収に該当する方で、口座振替を希望し、普通徴収への変更を申し出た方	普通徴収(口座振替)
④	上記の①～③以外の方	特別徴収

介護保険制度のお知らせ

介護保険制度は、40歳以上の方が保険の加入者となり、決められた保険料を納めることにより、介護が必要になったときに、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できる制度です。

今号では、今年度の保険料額や納付方法などについてお知らせします。

問長寿課保険料担当 (☎65・2118)

29年度の保険料額が決まりました

保険料額は、7月中旬に「介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書」や「介護保険料特別徴収通知書」などでお知らせします。

市の介護サービス費用が賄えるように算出された「基準額」を基に、前年中の所得に応じて、下表により個人ごとに決められます。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、西尾

1 基準額の計算

27～29年度
基準額
57,600円

$$= \frac{\text{西尾市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 (22\%)}}{\text{西尾市に在住の65歳以上の方の人数}}$$

西尾市に在住の65歳以上の方の人数

2 保険料の一覧表

所得段階	対象となる方	調整率	年間保険料
第1段階	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	25,920円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.70	40,320円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	43,200円
第4段階	世帯の中に市民税課税の方がいるが、本人は市民税非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	51,840円
第5段階	世帯の中に市民税課税の方がいるが、本人は市民税非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	57,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	66,240円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	72,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	86,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額×1.60	92,160円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	97,920円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	基準額×1.80	103,680円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×1.90	109,440円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.00	115,200円

※公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など、課税対象となる年金などの収入金額をいい、遺族年金・障害年金などの非課税年金は含まれません。

※合計所得金額とは、各種所得の合計額で、所得控除（扶養控除、医療費控除など）をする前の金額です。ただし、譲渡所得（分離課税）については、特別控除前の金額です。

保険料の納付方法

保険料の納付には、受給している年金から保険料が天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」の2通りの方法があります。

①普通徴収（納付書で納入または口座振替）の方

支払月 7月～翌年2月の毎月（年8回）

納付方法

①市が送る納付書により、納付期限までに取扱金融機関またはコンビニエンスストア、愛知・岐阜・

三重・静岡県内のゆうちょ銀行で納付

※納付書は全8期分を一括してお送りします。期別や納期限を確認の上、納付してください。

②申し込みされた口座から、期別ごとに振替により納付

.....

②特別徴収（年金から天引き）の方

対毎年4月1日現在、市内在住の65歳以上の方で、対象となる年金の年間受給額が18万円以上の方

対象となる年金 老齢・退職・障害・遺族年金

対象とならない年金 恩給、寡婦・老齢福祉年金など

※次の①～④のいずれかに該当する方は、対象となる年金を年間18万円以上受給していても、一時的に特別徴収の対象になりません。

①年度途中で65歳に到達した方や、他の市町村から転入してきた方

②所得税の修正申告などに伴う所得段階区分の変更により、保険料が減額となった方

③年金の現況届の提出が遅れ、年金が一時差し止めになった方

④年金を担保に借り入れした方

支払月 年金の支払月（年6回）

▶**仮徴収**…4月・6月・8月

（前年度の2月分と同じ保険料額）

▶**本徴収**…10月・12月・2月

（年間保険料額－仮徴収額）÷3回

保険料を滞納すると

特別な事情がないまま保険料の滞納が続く場合には、次のような措置を取ります。

• 1年以上滞納した場合

介護サービス費用が、いったん全額利用者負担になります。

• 1年6カ月以上滞納した場合

一時的に保険給付を差し止めます。さらに滞納が

続く場合には、差し止めた保険給付額から滞納分を控除することがあります。

• 2年以上滞納した場合

保険料の未納期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

次の理由などで保険料の納付が難しい場合は、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがありますので、長寿課保険料担当へご相談ください。

①世帯の生計を維持する方の死亡・障害や、災害、事

故などにより収入が著しく減少し、納付が困難な場合

②生活困窮者のうち収入が一定金額以下で、資産を活用しても、なお生活が困窮している場合

介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、事前に介護・支援が必要であると認定される必要があります。

家事や身支度などの日常生活に支援が必要な方や、寝たきり・認知症などで日常生活動作に介護が必要な

方など、介護サービスを希望される方は、申請してください。

持介護保険被保険者証

申直接長寿課認定担当または各支所へ。